

三、ホ作一 ○二、ヘ作  
三 ○内但中分地、ト無

樂前庄 四十八町三反六十二分内、但中分地

南庄 廿四丁半卅分

流失 二丁三反

三、ニ作二 ○田、ハ作  
由、ト無

佛神田 二町三反 加温室修理田定

人給 四丁五反 加井料三反定

定田 十五丁半三十分

方、原イロホ作領、ニ無

北庄 領家方、二十四町半卅步

注、ト作住 ○之、ヘ無  
二、原イロハニホ作三、  
ヘ作山↓補⑩

不出注文之間任建治二年帳註進之

横川中堂領、イ無 ○堂、  
原口ハホヘト作道

横川中堂領 領家越中律師定範、

○領以下八字、ロニ無  
○範、イ作範

三方庄 五十九町七反百三十六步

六、原イロニホ無  
不以下十二字、ヘト無

\*不出注文之間任古帳註進之

○不、ホ作本 ○之、ロ無  
天台末寺、ニ無 ○領以  
下七字、原イロハニホ無

天台末寺 領家聖憲法印跡 地頭樂前藤内兵衛入道了一

○藤内、ヘ無  
十、原イロニホ無

比曾寺 十一町八反

三十分、原無

佛神田 四町九反三百十步

三十分、原無

定田 六町八反三十分

(17) 「建治二年」の「二」は「三」とする写本の方が多い。しかし、下文の高生郷あるいは城崎郡城崎庄にそれぞれ「不出注文之間、任建治二年註文、註進之」という記載がみられるが、どの写本もいずれも「建治二年」としているの、それに従う。なお、『峠相記』に「内御教書ニテ、建治二年兩庁直・兩田所方注進ニハ、一萬七千四百四十九町二段五代也」とあり、建治

國別當、ニ無 ○地頭、  
原イロハホト無 ○樂  
以下十字、ニ作同人 ○  
樂、口作禾、ホ作未

儻、ホ作傳  
ハ、ハ無○之、原イハ作  
也

ニ以下八字、ハ無  
定以下十一字、原イロハ  
ニホ無、今依ヘト補ト補  
⑮ ○丁、ト作拾、ハ此  
上有拾字

根、原イロハホト作根、  
ニ作杉、今依意改 ○堂、  
口ニホ作當 ○領以下七  
字、ニ無 ○墨靈法印跡、  
原無、口ホ作取主分惡法  
師 ○跡、イロ無 ○地  
以下十二字、ホ無 用、  
ハ作田 ○町、口ホ作反  
給、ハ作粉

歡、ハ作觀 ○院御領、  
イト無 ○河、ハ作川  
阿、ハ作河  
河、ハ作阿 ○五、ホ作九

娘、ニホハ作養 ○三、ニ  
作二

領家染殿 國別當  
善雲寺 六町四反二百五十分  
地頭樂前藤内兵衛入道了一

供僧田 一町八反

別當分 九反内 七反ハ佛神役有之  
二反ハ承仕給云々

\*定田 三丁五反二百五拾歩

根本中堂領 領家聖憲法印跡  
進美寺 三十二町五反 地頭河南木小三郎入道蓮忍

寺用 廿五町

領家分 六丁五反

地頭給 一丁

歡喜光院領 院御領 給主但馬前司入道 地頭小河左衛門六郎宗祐

八代庄 五十三町八反又号河會寺 公文八代右近入道善阿 御家人

不作河成 二丁五反九拾歩

權門領 四丁九反半

河會寺田 十町

安粮院 三町

中禪寺 二反

二年に播磨國が大田文を注  
進した事実も参考となる  
う。

(18) この「定田」部はハ  
本、ト本にのみ存し、ハ本  
は「三拾丁五反二百五十  
歩」、ト本は「三拾五反二  
百五十歩」とする、「三丁  
五反二百五十歩」とする写  
本はないわけであるが、補  
註(1)と同様な考えによ  
り「三丁五反二百五十歩」  
としておいた。ちなみに、  
ト本が「五町」と記し、他  
の諸本が「五丁」あるいは  
「五十」と記しているのに、  
ハ本が「五拾丁」と記して  
いる例が、下賀陽郷の「地  
頭給」部分にみられる。

人給五町、ホ追記 ○八  
反、原イロハニホ無  
三、ト作二

人給 五町八反  
定田 廿七町三反九十分

安、へ此上有勝字 ○樂  
イ作未 ○地、へ作北  
○前、イ無  
五、ニ作九 ○百、イ無  
領家地頭同、へト無

畠庄 宇治安樂院領 領家門滿院宮 地頭前左大將家御後室  
大將野庄 五拾七町七反百六十分

村、へ作邑 ○臺、へト  
作九  
小、へト無 ○垣、原ロ  
ホ作限、ハへト作隨、ニ  
作阻

上野村給 十八丁壹反小内  
領家分 十町九反小 加野畠并倉垣定

内、ト無

下野村 三十九丁六反四十八步内

反、ホ作分

領家分 十四町五反 加佛神人給定

方、ニ作分 ○河、へ作川  
○四、ト無

地頭方河成畠 廿五町一反四十分

般、へ作鼓

國中諸寺沙汰  
惣社大般若田 四町

進美寺沙汰

同社三十講田 一町五反

田、ハ無 ○一、へ無

國司沙汰  
冨勝講田 十一町三反

綾、イ作最、或當作尋欵  
綾田 同沙汰  
七町五反三百四十分

國、へト作同 ○當、ハ  
作堂、○真、へト作直  
○跡、イ無  
五大堂田 四町

當、ホ作堂 ○一、原口  
ニホ無 ○實、ニホへト  
作宮  
長喜寺田 二町  
喜、ト作善

田、ホ無  
藥音寺田 三反六十分  
同人

同人、へ無  
寺、原イロニト無  
○田、ホ無  
來迎寺田 二丁  
同人

丁、原イロ作十、ホ此上  
有十字 ○反、ト此下有  
大字  
蓮臺寺田 三丁八反  
同別當

大、原イロホ作半、ニ無  
吉祥寺田 二町一反大  
同人

治部、當作沼田、補◎參  
照 ○恩、イ作息  
步射田 一町  
治部小太郎入道願西國恩

神、ヘト無 ○成、原ロハ  
ニ作成 ○蓮、原ロニホ  
ヘト作蓮

係所師親、ヘト無 ○係  
イロホ作佐 ○所、ロホ  
前作

人、ホ此下有別當教進字

別當教蓮、ホ作人 ○教、  
イ作放

矢、原イヘト作矢 ○部、  
イ依但馬考追記歟 ○東、  
ハ無

用、ハヘ作田

使、ヘ無 ○田、ロホ無  
○六町、ヘ作四町七反  
官、ホヘト作宮  
自☆至☆☆、ニ無 ↓ 補⑨  
用、ハ作田 ○大、ホ無

二、ハ作一

進之、ホ無

新以下十二字、ヘト無  
○堂、原イロホ作當

國神主成蓮  
竹隆院

四反

國別當院係所師親  
善代寺

壹町七反

同人

樂音寺

一町六十分

同別當教蓮  
興法寺

三町

高生郷

百七町八反大 八幡宮神人免六十丁  
公文矢部尼関東給

佛神用

四町七反

押領使田

六町

井料官使田

二町八反

留守所用作

十五丁八反大

一廳官分

二十二町

公文分

三町七反

不出注文之間任建治二年狀注進之

新堂田

三町八反 同公文沙汰

(19) ニ本この部分欠落して  
いるが、二本の見開き二頁  
分にあたる。おそらく二本  
筆写の際、原本をめぐりと  
ばしたのであらう。

生、へト作前

八以下十六字、へト無○  
宮、ホ無○二、ホ無

不審、へト無 ○不以下  
九字、イ無 ○別、ト無  
十、へ無

日置郷 地頭越生兵衛太郎長經  
百四十六町七反百九十四分

\*  
八幡宮、神人免  
廿一町九反二百七十分

佛神田 八十五町一反三百四十分

權門 十町八反半

田、へ無  
地頭新給田 四町六反百六十四分

公文給 壹町

定田 十六町四反二百五十分

同、へ作内  
地頭同人

釋迦寺 二町一反

地以下十一字、ホ無  
地頭鎌田新左衛門尉女子

師成名 七町八反

高田郷 地頭高田次郎忠員  
六十七町四反百六十三分 八幡宮神人免二町五反

常荒河成 五丁七反百十五分

島成 一反三百四十步

佛神田 十七丁九反三百十分

☆☆

公以下十三字、口ホ無〇  
三、二作二  
廿四、口ホ作十九  
〇内、原イロニホ無

地頭并八幡宮之庄、ホ在  
于前行之下 〇沼 諸本  
作治、今依意改し補〇  
〇西、ト作田  
宮、イロ作宮〇七、ホ作  
十一〇丁、原イロニ作  
十、ハ作拾  
用、ハニ作田

一、原イロニホ作二〇  
八、ヘト無

同、ヘ無  
神以下八字、ホ無

十、原イロニホ此上有四  
字  
國、ホ無

二、ホ作五

自宮至宮宮、口ホ無

公田 四十三町五反二百十九分  
氣多郷 \* 百一十町三反二百廿四分内

上郷 二十八丁五反二百八十分 \* 地頭沼田小太郎入道願西  
\* 八幡宮神人免七丁八反

常荒流失 五町百六十分

佛神用 一町壹反半

地頭給 二町一反五拾分

定田 二十一町二反二百五十八步

下郷 七拾三町七反二百九十六分 \* 地頭同人  
\* 神人免十六町四反

常荒流失 八町二反二百五十四分

權門佛神田 十四丁三反百四十分

舞人并新井庄國役人等 七町三反小四十分

地頭給 三町二反半拾分

定田 三十四町五反二百七十二分

☆ 惣社毗沙門堂 五町七反 地頭同人

(20) この「沼田」は他の箇所でも散見するが、いづれも「治田」となっている。たとえば、養父郡石末下庄にみえる「沼田尼」、氣多郡西山別宮の地頭(これは願西で氣多郷地頭と同一人物)なども、いづれも「沼田」となっている。しかし、これらは『仁和寺文書』貞応元年七月七日関東下知状に「但馬国多氣地頭沼田三郎」云々とみえるのに従い、「沼田」とすべきである(『兵庫県史』第二卷、二六九頁で「治田」と解しているのは誤り)。この点、「狭沼郷」を諸本が「狭治郷」と誤記しているのも同類である(この点、次註を参照)。「沼」は一般に「沼」と記されることが多いので、それを誤読したのである。なお、氣多郡の「歩射田」に「治部小太郎入道願西」云々の傍書がみられた。諸本は「治

用、ハ作田

寺用 一町五反

人給 一町

定田 三町二反 ☆☆

同、ロホ作惣

同社毗沙門講田 一町 地頭同人

地頭同人

味、原ロニヘト作味 ○ 同社三味田 一町七反六十分

一、ト作二

三會寺 五町三反二百分

地頭同人

左、ニ作右 ○御家人、

狭沼郷 三十四丁二反大 公文八木九郎左衛門尉高貫御家人

沼、原イロニホト作治、  
補◎ ○四、ハ作田○八、  
ハ作大

常荒流失 六反百卅六步

六、原ロホ無

神田 四反

人給 三町二反

散在入免 八反百十分

定田 廿九丁一反三百五十四分

真、ハ作直

宮、ロ作官○免、原イロ  
ハニホヘ無

八代郷 十九丁二反二百三分 公文八木三郎左衛門入道真阿 御家人

部」あるいは「治口」と表記しているが、この人物も、ここで問題としている願西と同一人物とみるべきである。おそらく、「沼田」↓「治口」↓「治部」と誤写されたものであろう。

(21) この「狭沼郷」を諸本(除ハ本・ハ本)いづれも「狭治郷」と表記している。しかし、「狭沼郷」は『和名類聚抄』にみえ「佐乃」「左乃」と訓まれているので、ハ本・ハ本の如く「狭沼」とすべきであろう。おそらく、前註と同様の誤読である。



用、ハ作田 ○反、原イ  
口無 ○八、ニ無

常荒流失 一丁一反六拾九分

佛神用已下 三町二反八拾壹分

人給 二丁二反

定田 十二丁七反三百十二分

地頭二八

陽、ハ作湯○内、ハ無

下賀陽郷 五十九丁四十一分内

☆ 地頭給 五丁二反

自空至空宐、ト寘入于他  
所而無ト補◎ ○給、ト  
作田 ○丁原イ口作十、  
ハ此上有拾字

郷司佃 七反

官使田 二丁

一、ハ作二  
丁、ハ作反

井料 一丁

徴使田 一反

定田 五拾丁四十分内

丁、ト無 ○十、原此下  
有一字

\*地頭河越修理亮跡

地以下八字、ト在于地頭  
給云々之下 ○理、ト作  
野

上村 廿七町三反

地頭給 二丁六反

公田 二拾三丁七反

七反、口作三反七分、イ  
ニ作三十七反、ホ作二分  
七分、原無

(22) ト本は、この部分を出  
石郡菅庄北方「公田」と  
「南方」の間に記し、ここ  
の部分では欠落している。  
この部分は、ハ本では存在  
するが、ハ本の一頁分に当  
たる(ハ本は、同一部分を  
重ねて、ト本記載部分にも  
記している)。伝写の過程  
での誤りであろう。

地以下七字、ト異筆  
○給、ト此下有田字

下村

二十七町三反

地頭野元孫三郎

多、イ無 ○孫、ヘト作  
弥 ○阿、ロ作河○跡、  
ヘ無

地頭給

二丁六反

☆☆

小山田寺

三丁

國別當水落太郎重方跡御家人

新井庄

十三町六拾分

地頭宇多田孫三郎入道阿妙跡

分、原イ作合

地頭分

四丁四反

之、(作文○盛、ハニホ  
作威、(作成○蓮、ハ  
作達○号、イ作子○  
相論云々、ロホ無○相  
論、ニ作水物○相、原  
イ作私○云、原作法  
地頭二人、ニ無

定田

八丁六反六拾歩

公文職御家人役勤仕之地 盛蓮与定宗相論云々

上賀陽庄

十七町六反三百廿八分

地頭二人

南方并北方之三行、原在  
于上賀陽庄之右傍而小書  
同、(作小林○次、ロ  
作二、ニヘト作治○次  
郎、ホ無○真、ヘト作直

南方地頭

小林三郎入道

北方地頭

同三郎次郎眞重

出石郡

高、原イ作富 ○案、原  
 ロニホヘト作安、イ無  
 ○藤、ロ口無  
 六反、原ロホ無 ○拾、イ  
 無 ○右之一以下九字、  
 ヘト無 ○右之一、原ロ  
 作止云、ホ作止 ○中  
 之一、イニ無 ○左之  
 一人、イニ無  
 上之丁、ト作拾 ○又、  
 原作六、イ無 ○鄧、ハ作  
 御 ○領、ヘ作料 ○下  
 之丁、ロニ作、原イハ  
 作拾 ○四、ヘ無  
 以下、ヘト無 ○下ニ作丁  
 丁、ロ作十  
 八以下八字、ホ無  
 土野、ホ作五郎 ○家、  
 ヘ無 ○家俊、ホ作俊家、  
 ト作俊家  
 木、ハニ作木 ○被、ニハ  
 作枝 ○抑留、ヘト作仰  
 付 ○抑、ニ作柳 ○之、ニ  
 作云  
 出、原イロ無 ○任、ト  
 作住 ○帳、ホ作記  
 領、イハヘト作頭 ○領  
 以下六字、イ無 ○和  
 原ロハニヘト作知、ホ作  
 智、今依意改ト補 ○  
 門、ヘト無 ○公以下十  
 字、ホ無 ○矢、原イヘ  
 作矢 ○又、原ロニヘト  
 作刃、イ作彦、ハ作夫  
 ○王、ハ作五、ヘ作玉  
 矢、原イヘ作矢 ○分、  
 ヘ作町  
 同、ヘ作賀茂 ○同社領、

當國一宮 本家高辻姫宮 案主藤肥前々司跡子息三人分領

出石大社 百四十一町六反六拾分 一人左衛門入道蓮阿  
 一人四郎左衛門入道妙心  
 一人五郎左衛門入道定智

常荒流失 三丁一反 又出石郷押領四丁四反小云

長日御祭田 七十一町二百五十六分

講經修理田等 二十七町九反大

引聲并御神樂田以下料 十一町一反大

領家佃案主給 六丁半

定田 八町八反百四十分

公文土野源太家俊跡

土野庄 七拾町 御家人役勤仕職近年  
 為本所被抑留之

不出注文之間任古帳註進之

賀茂社領 領家、和德門院 公文矢根夜叉王太郎跡

矢根庄 十五丁九十分

同社領 領家同上

同余田 三町八反三百三拾分

兩所共不出注文之間任古帳註進之

(23) 「和德門院」は本名義子  
 内親王で、仲恭天皇の娘。  
 弘長元年三月に院号宣下、  
 正応二年に没。准三后。太  
 田文作成時点の弘安八年に  
 は、院号を宣下されてお  
 り、生存している。

イト無 ○領、ハ作頭  
○領家同上、ト無  
同、ハ作矢根、ト作矢根  
共、原口ハ作其 ○注、  
ト作住 ○住、ト作住  
○古、ハ作右  
八幡宮領、ヘト無 ○領、  
原イロハニホ無 ○地頭  
二人、ヘト無、ヘト在于  
地以下十二字、ヘト在于  
前行之右傍  
北以下八字、ト在前行之  
下  
加以下八字、イヘト無  
☆、ヘ此箇所有地頭給五  
町二反字補<sup>②</sup>  
小、ニ無  
☆☆、ヘト此箇所有竊入、  
補<sup>②</sup>参照

岐、ヘ作本 ○孫、イ作  
絲

二、ホ作一 ○田、原イロ  
ハニホ無  
御油田一反、ホ追記

宮、ヘ作富

四、ヘ作田

二、ヘト作三 ○町、ニ作  
十

家、ト無 ○小野、ヘト  
無 ○孝、イ作孝、ハヘ  
ト作考 ○御家人、ハ無

八幡宮領  
菅庄

地頭二人  
四十一丁七反三分内

北方

十六町七反小  
\*地頭藤肥前左衛門太郎經久

神田

壹丁五反 \*加當一宮田五反定

寺田

一反

加徴代

一町

☆定田  
☆☆

九町小

地頭多々良岐孫太郎長基

南方

二拾五丁半

神田

五町二反 加修理田定

御油田

一反

一宮田

三町六反

人給

四丁一反

定田

十二町半

伊勢太神宮領

領家綾小路僧正

下司小野五郎太郎孝村御家人

大垣御厨

二十五町

(24) へ本の「地頭給五町二反」は「定田九町小」の前に書かれているが、これは単に、順が前後しているにすぎず、本来なら「定田」の後に位置すべきものである。これは、あくまでも気多郡下賀陽郷の記事の再記であるので、竊入と考えるべきである。補註(22)を参照。

神以下六字、口ホ在于下  
司公文給之次行

常荒流失 一町四反

神田 一丁二反

\*下司公文給 各一町

定田 貳拾町四反

同宮領 領家同上 下司小野太郎高依御家人

同開發村 三丁九反

同宮領・領家同上、へト無  
○高依、へト無  
三丁九反、諸本作三十  
(拾)九丁(町)、今依意  
改し補<sup>25</sup>  
小、ニホ無

流失 壹反小

神田 一反

寺田 一反小

人給 六反

定田 二町九反小

宮、へ作當、ト作官 ○  
良、へ作郎 ○安、原イ  
ロニホ無 ○安景、ト作  
景安○次、ニ作治

八幡宮領 下司安良太郎安景同次郎政景御家人  
安良別宮 二拾八町八反三百三十分

良、へ作郎  
相、原イロニホ無

度々雖相觸不出注文之間任古帳註進之

熊野本宮領、イ無 ○南  
左太郎高春一補<sup>26</sup>

熊野本宮領 國別當南左太郎高春御家人  
鉢山寺 六町八反二百四十歩

佛神田 二丁四反

(25) この「三丁九反」は、

諸本は「三十九丁」あるいは「三拾九丁」<sup>(町)</sup>と表記しており、「三丁九反」ないし「三十九反」と表記した写本はない。しかし、その内わけ、ないし「大垣御厨二十五町」の「開発村」であることを考えると「三十九丁」では多すぎるように思われるので、「三丁九反」とした。ちなみに、原本は「三拾九丁」とする。

(26) この「南左太郎高春」

は城崎郡種爪荘の下司「奈佐太郎高春」と同一人物と考えられる。「南左」は「ナサ」と訓むのであろう。補註(32)を参照。

定田 四町四反百四十分

領、へ無

崇徳院御影堂領

領家二位律師

片、イロホ作行、ニ作竹

片野庄 三十九丁二反三百分

不出注文之間任古帳注進之

三、ニへ作二

法勝寺領 領家尾張三位家跡

雀、口ホへト作雀 ○ニ、

雀岐庄 七十二町九反四拾六分内但中分地

へト作三 ○内、へ無

東方 領家尾張三位入道子息三人  
三十七丁五反三十分

河成 四反小三十步

二、ニ作三

寺田 二丁二反

三、ニ作二

神田 三町六反三百三十分

一反、へ無

定田 三拾壹丁一反大四十分

内、へ無

西方 地頭太田左衛門三郎入道如道  
三拾六丁四反六拾步

壹、口作二

佛神田 二丁三反百四十壹分

三、へ無、原イニ此下有  
十字

定田 三拾三町九反貳百三十六分

在、へト作左○以、へ作  
已○下、へ作丁○者、  
口ホ作著 ○如、ニ作也  
○令、ト作之、へ無等、

但於関東御公事在京役以下事者如  
中分以前令勤仕云々

原作才表、ニ此下有等心  
 字○領家、口ホ無 ○能、  
 イ作肥、シ作範 ○左衛  
 門太郎、ト作太郎左衛門  
 法、口ホ作御○院、ホト無  
 ○渡、ヘト作藤 ○香、  
 口作番 ○住、原イロホ  
 ヘ作津、ト作律○孫、ヘ  
 ト作弥 ○太、ト作三  
 金、ホ作全 ○定、口作  
 足  
 一、原イロホ無  
 三、ニ作二

高野平等院領 領家中納言法印能譽 地頭太田左衛門太郎政頼

弘原庄 五十町

法金剛院領 領家真言院僧正 預所佐渡入道禪海 下司香住孫太郎入道 淨阿御家人

大内庄 六拾町貳反百八拾分公文金覺注文定

流失 二丁百五拾分

佛神田 一丁五反

人給 三丁貳反

定田 五拾三丁五反三十分已上金覺注文定

但如下司香住孫太郎入道淨阿注文者定田九拾

丁其外新田二拾町又下司開發之奥野村新田三

十丁為預所押領云々

惣田數 百四十九町歟

悲田院領 領家方丈御房 地頭八木三郎左衛門入道真阿御家人

善住寺庄 三拾丁

不出注文之間任古帳註進之

地頭出石三郎信政跡 依白川三位家越訴地頭被召上子息孫三郎政光諸死云々

出石郷 三拾三丁九反四拾四分

(27) この「依白川三位家」云々の註記は諸本いずれも苦勞して写したものとす

次、ロト作治 ○尉、  
ヘト無 ○白以下十六  
字、ハ無 ○跡、ニ無  
○雖、ヘト無、ホ作住  
○被、ホ作々 ○所、ヘ  
ト無 ○爵、ニ作暫時↓  
補◎○也、ニ作之圖、ハ  
ト無

孫、ヘト作弥 ○御家人、  
ヘト無  
堂、ヘ作當 ○領、ハハ  
無  
反、ロ作万

町、ニ作十  
周、イ作阿

拾、ヘト此下有一字  
下、原作丁 ○用、ハホ  
作田  
地頭給五町、ホ追記  
四、原イロニホ無  
地以下十二字、ハ在字前  
行之下 ○次、原ロホ作  
二、ニヘト作治  
七、ヘト無 ○八以下七  
字、原ロハニ在字次行之  
下、イ無

地頭太田次郎左衛門尉政直跡 白川三位家跡 雖被召上所相觸譴訴也

神戸郷 三拾四町七反百十六分  
法皇寺 四町小 國別當國司之沙汰

出石毗沙門堂領 八町四反 國別當長尾孫三郎政經御家人

常荒 二反  
寺田 四町七反

人給 壹町  
定田 二町五反

小坂郷 八拾五町百六十分 地頭周防三郎  
八幡宮以下佛神用 三拾八町六反六拾分

地頭給 五町

公田 四十一町四反百分  
地頭太田三郎次郎入道行願

下里郷 六拾壹町九反二百四十七分 内八幡宮神人七丁

れるが間違が多い。その  
末尾の「諸死」は「被死」  
とすべきではなからうか。  
すなわち、この部分は、  
地頭出石三郎信政跡、依  
白川三位家越訴、地頭  
被召上、子息孫三郎政  
光被宛云々、  
と読んではいかがであるう  
か。  
(28) この「爵」も苦勞して  
写したらしく、「林口村」  
(原本・イ本・ロ本)、「林  
部村」(ホ本)などと三字  
に読んでいる写本が多い。



大、イ作上、へ作小

五、ロホ無

一、へト無 ○内、原ロ無  
惣以下九字、へト無

當、へ作常 ○地、原イロニホ無○万、ニ作方上之百、へ無 ○下之百、ト此下有歩字 ○と、ハ無

就兩方、へ作西方附、ト作兩方附 ○二、へ作三○滅、原ロ作成○矣、原作々大 妹、へト無各、諸本作名、今依意改○領、原無 殊以下十二字、へ無 江、原ニ作同、イ作内、ロホ作門○女、へト無 美、ニ作義

之、原作々々、ロニホ作云々○直、イニ作有一三、ニ作二、へ無

流失 二町三百分

佛神講田 七町五反大

地頭給 五町壹反百三十五分

定田 四拾七町一反三百一分内

菊万宗平兩名 五町八反三十分  
惣領行願  
地頭注文定

但如當名地頭明光註文者菊万三丁宗平一丁  
三反百六拾分以上四町三反百六十分云々

就兩方注文有一丁四反二百分増減矣

行願妹 信政 二人各一町領知之  
女子

\*殘定田 三十二丁二反十七分

地頭大江氏 出石三郎信政嫡女  
長右衛門四郎長連妻女

安美郷 七拾六丁七反六拾分内

佛神田 二十町九反二百八拾分

地頭給 五町九反三百二分

別名田 五町六反百八拾分

安藝之助光直後家

次女分 三丁

沼、譜本作治、今依意改、  
袖巻参照 ○女、へト無

三女分

沼田小太郎入道願西妻女  
三丁

大内庄預所、ト無 ○大  
内、ホ作大同、原イロハ  
ニ(作夫同、今依意改)  
補◎○女、へト無  
次、イ作二 ○孫、へト  
作弥

四女分

大内庄預所佐渡入道禪海妻女  
二丁

孫、ト作綿 ○継、ロ作  
織、ト作綱

成支名

信政次男孫三郎左衛門尉政光分  
八町五反

丁、原イロ作十

安富名

三男孫三郎信繼分  
七町百三十分

小、へト無 ○被付、へ  
ト無 ○於、原イロニホ  
へト作出

成支名

四男五郎信長分  
四丁七反二百分

福成名

三町八反小被付下地於水谷社云々

定田

八町七反二百七拾分

聖護院御領  
藥王寺

地頭葺山七郎家貫  
十三町五反二百七拾分

小、ト無

常荒

壹反小

用、ハ作田

佛神用

四町三反

給、(作粉)

人給

三丁一反

田、(作町) ○十、(作  
扮

定田

六町一反小三十分

(29) この「大内庄」は「大内庄」「夫同庄」と表記され、「大内庄」と記した写本はない。しかし、「安美郷」の地頭の「大江」が「大同」「大内」「大門」と書かれている如く、「同」と「内」は混同されやすい。しかも、「大同庄」「夫同庄」は存在しないが、「大内庄」は存在し、その預所は「佐渡入道禪海」であり、この部分を「大内庄預所佐渡入道禪海妻女」とすると全く符合する。なお、「夫、同庄預所」云々と解して、この四女の夫を「佐渡入道禪海」と理解することも可能のようにも見えるが、そうであれば「妻女」が重複する記述であるし、また、「同庄」というが、ここは「郷」であるので、その理解は成立し難いというべきであろう。

法、(作異体字)○地以下

法金剛院領 伯宮御領

地頭越前々司後室\*

八字、イ無 ○々、ト作

之、(無) ○後、(無) 太田庄 八拾丁

拾、ハ無

不出注文之間任古帳註進之

間、(作門)

聖護院御領、原イロニホ

聖護院御領

地頭太田三郎次郎入道行願

(無) ○次、(ト作治) 高龍寺

高龍寺

五町

城崎郡

良、口ホ(作郎)

八幡宮領

下司安長太郎安景御家人

壽永寺別宮 二町四反

不出注文之間任古帳註進之

自☆至☆宮、ホ在于他箇

☆同領

破失

所↓補◎ ○同領、(ト作八幡宮領、ホ無)

大石別宮 三町三反

破失、原口ハニホ(ト無、補◎参照)

神田 二町七反小

石、ホ作名

人給 五反大

大、(作小) 熊野山領、原イロニホ無

熊野山領

○宮、ホ此上有大字○尉、(此上有門字)

福田庄

二拾貳町七反三百分

下司兼公文宮井太郎兵衛尉盛長御家人

(30) この部分を、ホ本は城崎郡新田庄の三分方定田の次に記しているが、これは、一葉分を前後して製本したために起きた錯乱であり、伝写の誤りではないようである。しかも、これはホ本の原本の誤りではなくホ本(謄写本)自体の誤りようである。

小、口ホ無

文、ホ無

神田 六反小

下司公文給 各一町

定田 二拾丁一反百八十分

箱、原口作肥

社、ト此上有大字 ○一、

原口ホ無

廿、原イロニホ無

田、ホ無

山門無動寺領 領家日向律師昌範、地頭新藤五郎三郎盛綱

小田井社 三十一町三反八十分

佛神田 二拾五丁一反三百廿分

領家所當 五町五反大内分田二反

徵使給 壹反

地領給 貳反大

長講堂領、へ無 ○領以下十七字、原口、ニホへ

ト無、補⑤ ○次、口ホト作二、へ作治 ○蓮、へト作連

長講堂領 領破失前家田地跡但山莊共不預御下知 地頭南部太郎次郎入道

城崎庄 七拾四丁六反 行蓮

所々入免 二十三町五反

佛神田 六丁壹反

人給 十八町二反半

定田 二拾六町七反半

六反、ニ無

々、原作ニ○町、ニ作十

注文、ホ作張○註、へ作

不出注文之間任建治二年注文註進之

☆☆

(31) この「領破失前家」の「破失」はその部分が破失して判読できないという意味であろう。なお、この部分はイ本のみ存在する。

女子、原イロホへ作子女、

ニ作息女○後、ト作前○

術、へ無

六、原イロハニホ無○

内、へト無○但中分地、

へ無

百、へ無○但以下六

字、ホ無○分、へ無

常荒一町、ト在于寺田之

次行

二、ニ作三

五反、へ無

七、ニ作五○已上領家

方、ト異筆

五、ニ作六

重、イ作全○女子、へ

無○下之女、へト無

方、原イロニホ無○小、

ト無

以下除、ホ作田

尼、ホ作厄、へ作尾○

四憶、イ無、原口ホ作罷

同堂領

新田庄

領家方

常荒

寺田

神田

人給

井料

定田

地頭方

領家三条太政入道殿御女子

百六拾四町百六拾六分内、但中分地

百四町七反百廿分、但除公文分定

壹町

十二町八反百六拾分

六町六反二百四拾分

四丁八反

壹丁五反

七拾七町九反八拾分、已上領家方

五拾九丁三反五拾六分内

地頭肥後三郎左衛門爲重女子周防守妻女

一分方 二拾四町八反小

佛神以下除 六丁五反小

定田 十八町三反

地頭甲斐入道爲連後家尼四憶

二分方 十七町四反小廿八分

佛神以下除 四丁一反小廿八分

定田 十三町三反

地以下九字、ホ無  
方、原イロハニホ無

☆、ホ此箇所有算入、補  
◎参照

伊以下十二字、ヘト無

二、ニ作一〇百、イ無

〇在、ロ作立、ト作左  
惣、ロホ作動、ハ作動

〇叙、ハ作叔、ニ作相、  
ト作動 〇進、ヘ作文

〇以下八字、ヘト無

領、ヘト無 〇庄、ヘ作  
土、ヘ此下有奈佐郷字

〇奈、原イロホト作家、  
ニ此上有家字補◎ 〇

高春、ヘ作春高 〇春、  
ホ作參自☆至☆ 〇春、  
無

〇但以下十五字、ヘト無  
寺、ヘ作院

三分方 十七町小廿八分  
地頭為重女子伊賀局

佛神以下除 三丁七反小二十八分

☆定田 十三町三反

伊藤三郎左衛門入道 関東給

公文分 二拾四町二反百四十分 東西在之

度々雖相觸惣不叙用之間不及註進可有

御尋所存旨也

平等院領 殿下渡庄 下司奈佐太郎高春御家人 公文宮井太郎左衛門尉盛長

樋爪庄 六拾九丁五反百七拾分

☆但雖有兼作公田注文國領之間除之

妙音院領 領家浄土寺僧正房 地頭河越太郎藏人重氏

大濱庄 三拾六町一反半

☆☆

佛神田 七反

地頭給 三町

定田 三十二町四反半

不出注文之間任古帳註進之

(32) この「奈佐」は「家佐」とする写本の方が多い。しかし、唯一一本に「奈佐郷」の傍書があり、「莊園志料」の樋爪莊の項には、「今郡中岩井、板江、宮井、庄、吉井、野垣、福成寺、大谷、内町、辻、目坂、船谷、河合十三村を、奈佐郷と云ふ、是即チ莊域なり」とある。よって人名も「奈佐」をとるべきであろう。「和名類聚抄」(道円本)に「奈佐郷」がみえ、また「平城宮出土木簡」(概報四一・20頁)にも「奈佐郷」がみ

家、へト作主 ○乗、口  
 ホ作葉 ○正、ト作主  
 ○預、へ作額 ○教、ホ  
 作殿 ○王、ホへ作主  
 ○印、ホ無 ○政額、ト  
 無 ○田以下十二字、ト  
 無  
 二、ニ作三  
 河、へ作川 ○八、原イ  
 ロニホ作一 ○三十、へ  
 作廿  
 官、ホへ作宮 ○轡、へ  
 作新  
 阿、ホ作陀、ト作所 ○  
 陀、へ作随 ○督、ト作  
 佐、へ此下有佐字 ○局、  
 イへト作房 ○門、イ無  
 ○尉、ホへト無  
 内、ニへト無  
 左衛門太郎、ト作太郎左  
 衛門  
 氣比村、ニ作絹卷神社  
 ○五、ニ作九  
 人、原無  
 三、ニ作二 ○五、ト作  
 二 ○十、ニ無、ホ此下  
 有八字  
 次、ロニホ作治、へト作  
 二 ○員、原作身、ロ作  
 真、ニ作真、ホ作具、へ  
 ト作光  
 十、ニ無  
 地、原イロニホ作島、へ  
 此上有島字 ○光、へト  
 作魚

法勝寺領 領家・眞乘・院僧正・預所教・王院三位法印

下鶴井庄 二十六丁一反百十分

河成 八丁八反貳百三十五分

佛神田 九反

四庄官雜免 三町八反百六拾二分

定田 十二町五反十三分

白川千株阿弥陀堂領 領家左兵衛督局 地頭太田太郎左衛門尉政綱跡  
 氣比庄 五十町一反貳百九十分内

地頭太田左衛門太郎政頼

氣比村 三十四町三反二百五拾分

地頭藤藏人重直

上山村 四町三反三百五十分

地頭太田左衛門次郎政員

立野村 十一町二反五拾分

地頭太田左衛門三郎政光

本庄村島 六町四反

公文太田左太郎政頼  
 \*田所下鶴井三郎秋正  
 御家人

える。なお、莊域を流れる川を現在でも奈佐川という。補注(26)を参照。

地以下八字、ニ無 ○河、  
へト作川  
分、ホ作反

相博保

三拾九町四反二百四分

\*地頭蛭河左衛門尉

人給

七反

地頭給

三丁五反三百十九分

定田

三十五町一反二百四十五分

三、原イハト作三拾、  
ロホ作三十、二作卅、今  
依意改  
五、へト無 ○二、原イ  
ロニホ無 ○四、へト無  
郎、へ作夫

地頭西条十郎太郎

得次保

十四町五反六拾分

神田

二丁五反六拾分

地頭給

三町

定田

九町

給、ハ無

樋爪國領

八十町四反百三十分

下司奈佐太郎高春御家人 公文官井太郎兵衛尉盛長

春光加候

四十七町二反五十分

城崎夫免

十六丁

藤延寺

六丁九反三百五十分

河會

十町五反

杭野保

一町六反三百分

奈、原イロホ作家、ト無  
、補◎参照 ○高、ト作  
定 ○公以下十一字、イ  
ロハニ在于春光加候云々  
之下  
分、へ作合 ○内、へト無  
候、イへト作准、ニ作候、  
或當作作歌  
夫、へ無  
延、ホ作定 ○丁、原イ  
ハ作拾、ロニホ作十 ○  
反、ニホ作丁、原イロ無  
十、へト作一



共、ト作位 ○大、ハ作  
次、ヘト作治  
内、ヘ無、ト此上有之字

當、ニ作宮 ○運、ヘト  
作運

祝、イホヘ作祝 ○官、  
ロ作宮

江、イ作祀、ロニホ無  
○郎、ヘト作夫

定以下十一字、イ在于上  
三江庄之次行、ト無  
二、ヘ無 ○実秀、ホ在  
于西方因幡法眼之下 ○  
案、原イロニヘト作安  
尉、ハ無 ○高秀御家人、  
ニ無 ○秀、ト作家  
百、ハヘト此上有ニ字  
丁、イ作十 ○反、イロ  
ホ無 ○大、原ニ無

八、原イロハニ此下有十  
字、ヘト此下有拾字 ○  
二百、ホ無  
服、ロホヘト作眼 ○三、  
ト作五 ○三百三十分、  
ホ無

田結郷 地頭平井小太郎入道  
三町四反百六拾分内

温泉寺 國別當教蓮  
九反小

小社 國神主祝下次官資經  
七反小

公文給 地頭下野三郎頼泰同舍弟江五郎太郎政經  
三反

\*定田 一町四反二百八十分  
領家 東方二位律師実秀 案主八木五郎兵衛尉高秀御家人  
西方因幡法眼

上三江庄 百四拾三町二反百七拾分公文職相論御家人

荒田 六丁四反大八分

佛神田 十三町百八分

人給免田 十五町壹反

定田 百八町二反二百分内

地繪 九丁八反二百三拾分

御服田 九拾八町三反三百三十分

領以下七字、ト無 ○臣、  
領家嵯峨大臣、家  
田結庄 八十町六反 地頭安藝左近藏人重近女子  
口作宮、ホ作官 ○近、  
ニ作進  
町、ホ無

佛神田 拾町六反  
定田 七拾町

領、イロハへ作頭  
松尾社領  
三反、ホ無 ○号鎌田庄、  
口無  
不、イ此上有庄字  
下三江庄 五拾四町三反三百分号鎌田庄  
不出注文之間任古帳註進之

### 美含郡

八幡宮領、原イロニホ無  
○宮、へ作官  
八幡宮領  
帝釋寺 十町九反三百三拾分  
不出注文之間任古帳註進之

☆  
竹野郷 九拾一町六反  
地頭安居院左衛門督法印  
公文右衛門入道信道御家人  
不出注文之間任古帳註進之  
不出注文之間任古帳註進之  
☆  
宮、ト此領所有領家浄寺  
殿字ト補 ○督、へト  
作繼日 ○門、ト無道、  
ハ作近  
不以下十二字、へ無 ○  
註、ホ無

(33) ト本の傍書は次の「美含庄」にかけるべきを誤ったものであるか。

領以下六字、へ無 ○寺、  
ホ無 ○景、ハニト作果  
卅、口作卅

領家浄土寺殿  
美合庄

地頭加賀民部入道行景

八拾四町三反三百卅分

丁、ホ作十

常荒河成

八丁九反

井、ホ作共

井料

三丁五反

七、へト無 ○佃、へト  
無 ○頭、ホへ無 ○定、  
口無

人給

十八町六反半五十七分  
地頭正作定

四十丁三反、へト作四拾  
三町

定田

四十丁三反大三十三分

千、へ作午、ト作牛

院御領

七拾八町七反十步  
地頭太田千熊丸

佐須庄

六町五反小、ト作六反五  
拾步 ○小、ホへ無

佛神田

六町五反小

井免田

一町

地頭給

五町内壹町長井村分

下司給

一町

徵使給

五町

恒、原イロニホへト作垣  
八、ト無

恒吉名

四町九反七拾分

上之三、口作二 ○壹、  
ト無 ○下之三、ニ作二  
名、へト作田 ○丁、口

無足田

十八町五反百七十分

ニへ作十、原イハ作拾、  
ト作拾町、ホ無、今依意  
改 ○四、ホ無

定田

三拾壹町七反三百四分

改 ○四、ホ無

用成名

三丁四反二百八拾步

爲成名 一町四反百十分

同、へト作院孫、へ作弘、  
地頭久下孫、二郎左衛門尉泰光

ト作弥、〇二、へ作次、  
十六町一反六十步

ニへト作三、〇泰、ホ作  
流失 壹丁二反

三、ニ作二  
佛神田 一町三反小

井料 壹町二反

五、へト作二  
領家佃 壹町五反

小佃 四反二百八拾分

地頭正作 二町

公田 八町三十二分

同、へト作院 〇頭、原  
同御領 地頭久下左衛門九郎

イロニホ作下  
同庄内丹生邑 六町一反八拾四步

邑、へト作村 〇町、ホ  
流失 二反二百二分

作十  
神田 一反

佃、原イロニホ無 〇二、  
領家佃 貳反七拾二分

ホ無  
地頭正作 三町三反貳百七拾分

公田 二町貳反

美、へト作味

七美郡

橋、口作幅 ○瀬、口作  
漱 ○原、ハ作源 ○

領、ホ無 ○忍、ホ作忠  
〇二、ハニ作次

宮、ハ作當 ○六、口ホ  
作十八

反、ホ作丁

町、原イロハニホ作反

八幡宮領

熊次別宮

神田

經田

佛供田

地頭給

定田

地頭瀬原田入道西念跡三人領

六町七反半四分

貳町

貳反

二反

壹町

三丁三反

一人左衛門五郎入道了忍  
一人佐藤二郎入道了性

領家近衛殿、イ無

長講堂領

小代庄

佛神田

人給

定田

領家近衛殿

三拾八町大

二町小

六町

三十丁小

下司八木七郎入道見阿御家人

堂、へ無○下以下十四字  
、ホ無 ○莧、口作莧、  
ハ作免 ○東、イ作東

莧、口作莧、ハ作免○

三、ハ作二 ○八、ハ作  
二

同堂領

菟束庄

流失

領家宰相法印

五拾二町壹反半三十八分

八丁三反半廿二步

下司菟束左衛門入道了惠御家人

大、ニ作六

佛神田 四丁八反六十分

人給 四町四反小五拾分

定田 三十四町三反半廿分

同、ト作長講 ○堂、ヘ無 ○播、原ト作舖 三、イ作五 ○丁、ニ作十 令、原イロ作合、ニ作食、ト作合、ホ作人云 ○号、ヘト作泉 ○子、原イロ作尔、ホ作寺、ヘ作子、ト作ニ 分、ヘ作方 定以下七字、ロホ無、原イヘト此下有公字 家、ヘ無○文、ヘ作之 如、ヘ作シ ○給、イ作給 ○田、ヘ無○字、原作畧、イ作丁、ハニ作町、ロホ作百丁 〇惣、ニ作惣 ○定、イロハホ作実、原作実 ○之、ハヘト無云々、イ無 歡、ヘ作勸 ○喜、ホ無 〇領、ト無、ヘ此上有壽字 ○察、ニ此下有使字 ○添、ロ作添 ○斗、ヘト作計 ○妻、ト作家 二、ニ作三

佛神田 三丁七反

定田 廿九町三反内三分一令和与于地頭云々

殘領家分 拾九町五反内

田所給 一町

\*定田 十八町五反

已上領家方法文定

但如地頭代道一狀者地頭給田三丁在家五字 萩山々 畠十五六町外公田者地頭惣不相定之上 者不出員數云々

歡喜壽院領 領家按察二位家御跡 地頭射添彌三郎入道

射添庄 二十六町六反三百四十分 公文斗表太郎入道御家人

佛神田 九反半

町、口作十

地頭給 五町五反

公文給 四町五反

惣追補使給 五反

定田 十五町二反小四十分

二方郡

伊勢太神宮領

領家修理大夫家

地頭長井出羽入道祐破失

伊以下六字、へ無○語、  
原無、ニ此上有遺字○  
破失、イへ作破レテ失、  
ニ無○失、ト作矢

田公御厨

四十八町三反

公文左近太郎貞直御家人  
地頭代信念注文定

貞、へ無、ホ作貞○注、  
ニ作法

神田

六町二百八十分

○百、へ作方、ト作反  
般、へ作盤

大般若田

三反

半、ト無

寺田

一町一反半

領家佃

十町

町、ホ作十

同浮免

二町二反

自☆至☆☆補④○二、  
ト作一

☆

地頭給

二丁

公文給

一町

徴使給

一反

(34)

この部分、イ本・ロ本・  
ハ本・ニ本は「地頭給」公  
文給「徴使給」を一行に書  
く。また、原本・ハ本は  
「井料」「檜物給」を一行  
に、イ本・ニ本は「井料」  
「檜物給」「築牆料田」を  
一行に、ロ本は「井料」  
「檜物給」「築牆料田」「定  
田」を一行に書いている。

築 以下六字、ハ無○築  
塙、原イロホヘト作異体  
字ト補③ ○新、原イロ  
ニホヘト作折 ○二、ヘ  
作一

神、ハ無 ○等、イ作木  
○公、原無○田、ヘト作  
文 ○四、ハ無 ○十、  
原無○町、ホ作下  
五、ヘ此下有拾字  
熊、ハ作無 ○歎、原イ  
ロ作觀、ヘ作勸 ○壽、  
ホト無○多、ヘ作田 ○  
門、ロ作四 ホ作田 ○  
房、ハ作坊  
二、イニ作三  
邊、ニ作追、ホ作遠 ○  
柄、イロ作柄  
五、ニ作四、ヘト作二  
○町、イ作十 ○九、ヘ  
ト作五

院、原イロホ無 ○家、  
○無 ○良、ロ作郎 ○  
太郎、原ホ無 ○光、イ  
無 ○二、ヘ作治、ト作  
次 ○員、ロニヘト作真  
五、ニ作九

井料 六反

檜物給 一反

築塙新田 二反 ☆☆

定田 廿四町一反二百六拾分 已上信念注文定

但如公文貞直注文者六拾丁六反半五拾分内  
除佛神人給等定公田四十八町二反百五十分云々

新熊野并歡喜壽院領 久米多寺行門房沙汰

八太二方庄 五十一町九反内

八太庄 廿五町九反半 下司邊栖二郎宗吉御家人

二方庄 二拾五町九反半 下司葛野源太吉高御家人

八幡宮領 勝樂寺別宮 五丁壹反小

不出注文之間任古帳註進之

蓮花王院領 領家民部少輔入道 地頭奈良九郎太郎宗光同舍弟二郎左衛門尉

溫泉庄 七拾四町六反半五分

正員

(35) この「築塙」の両字とも諸本苦勞して記したものとみえ、種々な字体で記しているが、活字化不可能と思えるので省略。ただし、ほほ「築」「塙」と似かよった字体である。



常荒流失、ト作常流失荒  
○一反、ホ無 ○大四  
分、ヘ無  
大、ヘ作小

地、原口ト作馳○大、ト  
無

内、ヘト無

田、原イロ無 ○二、ハ  
ニト作三 ○二十、ヘ作卅  
町、ニ作十

并、ヘ無 ○内、ト無

○以下十字、原イロハ  
ニ在于前行之下、ホ在于  
五丁之上 ○以下十四  
字、ニ在于前行之下

捕、ヘ無 ○破レテ失、ハ  
ホト作破失、ニ作破テ不  
知 ○頭得之云々、イ無

○云々、ヘト無 ○云、原  
口ハ無

寺、ヘ作守 ○木、ヘト

作本 ○公文、ヘ無 ○

射、原イロホト作村  
○添、イ作添、ホ作添

五、ヘト作九  
領、ハ無 ○実綱、ヘト無

○跡、ヘ此下有注文定字  
斗、ヘト作計 ○公以下十  
二字、ヘ無 ○光ト作无

人給田四丁、原追記 ○  
田、ヘ無

四、原イロニ無 ○已以  
下九字、ヘ無 ○蓮、イ  
作蓮

神、ニヘ此下有田字 ○  
已上、ト無  
々、ニ無

常荒流失 八丁一反大四十分

不 作 二町壹反大廿分

地損 六反大

見作 六十三町小五分内

神田 三町六反三百二十分

寺田 二町八反

下司并惣追捕使給 五丁 内下司給四丁惣追捕使給破レテ失  
\* 浮免地頭得之云々

公文給 二丁九反 内壹町寺木公文八木七郎入道  
一丁九反竹田公文射添弥三郎入道

定田 四十八町壹反二百十五分

長講堂領 領家中納言 下司法眼弥晴 御家人實綱跡  
久斗庄 四十九丁三分公文蓮信預所代光利注文定

佛神田 三町大六拾分

人給田 四丁

定田 四十二町 \* 已上蓮信光利注文定

但如前公文鶴一兵衛尉實秀注文者惣田數

七十六町三百五十分除佛神已上募定公田

三十三町一反半廿七步云々

同、ヘト作長講 ○案主、  
口ホ作安案

同堂領 領家同人 案主并伊含下司宮井太郎兵衛尉盛長御家人  
惣追捕使宗貞女子

大庭庄 七十四町五反百十四分 加伊含浦定  
不作河成 一町五反百六十分 案主代聖願注進之

加伊含浦定、ヘ無 ○加  
伊、口作如使○定、イ作  
宗 ○案、口ホ作安案  
○注、原口作主、ホ無  
○之、ハト作定  
河、ヘ作川○成、ホ作被  
講、或當作講歌、補  
加伊含定、原ヘ無

田公庄講代 三町五反二百卅五分

佛神田 四丁二百四十分 加伊含定

定田 六十五町三反二百分内

預所分 八町一反二百七十分

下司名 六丁四反内給壹町

伊含浦下司給 一町

惣追捕使名 五町五反内給壹町

百姓名田 三十八町九反百十分以上聖願注文定

但如預所代務並(丞)盛兼公文阿波權守代延光

注文者惣田數三十九町貳反百四十分除佛

神給定公田三十二町貳百四拾分云々

右註進如件抑隨催促出注文之所者就其狀註進之度々雖

相觸不叙用輩事者雖須注進言上日數延引之条依有其恐

且任建久建治之帳註進之於田破失

五反、原無 ○内、ト無  
姓、原口ハ作性 ○以、  
ト作已 ○定、ヘ此上有  
之字  
務、此上當浦中字歟  
田、ヘ無 ○云々、ホ無  
○ト、原作也  
抑、イヘ作柳 ○之、ヘ無  
○者、ホ作爲 ○註以下  
雖須迄十六字、ト無 ○  
註、ニ作語 ○叙、ニ作劔  
○者、ヘ作有 ○其、原イ  
口ニホ無 任、口作住、  
ヘト無 ○田、ヘ無 ○  
破失、イロハニヘト無

(36) 諸本ともに「田公庄講代」とするが、あるいは「田公庄講代」とすべきであるうか。

者、(作有) ○被、(作破、ニ無)  
 入之、或當作令殿 ○彼、原口ハニ作皮、ホ作及、(ト無) ○畠、ニ作田 ○也、ロホ作己 ○昔、(ト無)  
 本、イ作木 ○令、諸本作入之、今依意改 ○破失、(作同、ロ無) 註、ホ無  
 衙、イロハニト作衙、(無) ○庄、(無) ○園、ロホト作園 ○失、(無) 披、ハ作被 ○有、ニ作者 ○所、(ト作取) ○利、或當作別款 ○類、ハ作數 ○於、(無)

地者雖不被仰下至前田代 破失  
 所入之彼畠地也又雖帶地頭職 破失  
 本自令勤仕御家人役來輩 破失  
 注分之謹令註進言上之狀如件  
 弘安八年十二月 日守護人大江 破失  
 此本神社佛寺國衙庄園等雖 破失  
 披見有其煩之間爲細々所用郡之名利令類聚早於田數者  
 不可違正本者也  
 應永三年捌月日  
 于皆寶德四年仲春中旬候卒尔仁馳筆畢  
 後哲須再治而已  
 \*沙弥尊阿  
 但馬國美含郡帝釋寺政所公物也

〔原本・イ本・口本・ハ本・ニ本・ホ本共通奥書〕

枚、諸本作枚、今依意改、補⑤参照、○田、ニ此下有村字 ○焉、口作馬、ニ作之

寫以下十字、口ハニホ無

六、從是以下、イロハニホ有卷頭補⑤ ○六、ハ此箇所有信馬太田文序

字、口作依、ホ作治

記、イ作幾 ○後、原作復、口ニ作渡、ホ作敢

○書、ホ作辱

政頼、イ作頼政

不知其姓、原無

矣、ニ作多、ホ作典 ○寺、口ホ無

録、ホ作録

辛、イ作年 ○末、ホ作使、ホ作便 ○写、口作宗 ○井、イロニホ無

○翰、ハ此下有撰字

「 朝來郡枚田神淵寺求焉

\* 寬延四辛未六月日写之

☆

太平記曰貞應年中武藏前司入道作日本國太田文以分庄郷戰國之間古記亡失不後聞有其全書也幸得見但馬太田文此則弘安四年守護太田政頼所錄上也政頼法橋昌明四世孫不知其姓從昌明居太田庄子孫氏焉此記藏于美含郡帝釋寺有年矣朝來郡神淵寺写之余請而一覽乃知中古分田制錄之遺法有存也因使塾子嗣與写之以藏于家云

寬延辛未冬十一月 出石記室 櫻井良翰

○以下、各本毎ニ奥書ヲ記ス

〔原本〕

右此一冊者書損破失等雖多謬後年依可成見合石城家臣從櫻井俊藏借受爲書写者也

于時安永八己亥年仲秋日 渡邊信成

(37) イ本・口本・ハ本・ニ本・ヘ本はいずれもこの跋文を卷頭に載せている。しかし、この跋文は、おそらく、ヘ本・ト本系の写本(この二本は他の諸本と系統を異にしてゐる)には存在せず(ヘ本・ト本にはなし)、ある系統の写本のみ記されてゐるものとみらるべきであるので、卷頭に載せるべきではないものと判断した(解説を参照)。

用渡邊信成所藏本令人書寫畢雖多魯魚誤

謬未校訂請後君子証焉

文化十四<sup>丁</sup>年五月 小原雄英

以小原氏藏本書寫焉

天保十四<sup>卯</sup>年十二月 竹尾正寬

〔イ本〕

文化六巳年正月以但馬考一校了 上田百樹

文化十<sup>酉</sup>年十月傳領 伴 信友

〔ホ本〕

文化九年冬十二月以此君堂藏本寫之 小宮山昌秀

文化十年春三月以楓軒子藏本寫之 增子淑茂

天保十二年六月上浣寫之 橘 冬照

同 十三年冬十二月五日寫畢

色川三中

〔明治二十年二月常陸國土浦色川三郎兵衛藏本ヲ寫ス

柴田範矩  
伊藤儀兵衛校

〔卜本〕

粟鹿村鹿苑寺ニ寫有之竹田町同姓

矢名瀬屋新右衛門盤雅明和年中

寫之古分家故是ヲ借テ又寫者ハ

太田吉右衛門義明

于時嘉永五年壬子正月燈下寫早

「右但馬國太田文

但馬國出石郡木村太田吉右衛門藏本明治廿一年六月

編修長重野安禪採訪廿三年四月謄寫了

」

## 解 説

### 一、大田文とは

大田文は、「田文」<sup>(1)</sup>「大田文」<sup>(1)</sup>「囙田帳」<sup>(1)</sup>「惣囙田帳」<sup>(1)</sup>「田数帳」<sup>(1)</sup>「田数注文」<sup>(1)</sup>「田数目録」<sup>(1)</sup>「作田惣勘文」<sup>(1)</sup>など、さまざまな名称をもって呼ばれ、鎌倉時代において、<sup>(2)</sup>一國ごとに国内の田地の面積・領有関係などを記録した課役賦課の基準となる土地台帳のことである。これには、二つのタイプがあり、(A)一国内の荘公領<sup>(3)</sup>すべての田数のみを記載するもの（それ以外の記載があっても、領主・地頭についての記事は欠けているもの。国衙領の応輸田<sup>(4)</sup>について所当米を記すものもある）、(B)一国内の荘公領すべての田数および領主、とくに地頭については詳細に記すもの、に分類される。

そして、両者とも国衙在庁官人<sup>(6)</sup>によって作成されたものであるが、(A)型は国衙側の大田文、(B)型は、鎌倉幕府の命を受けた各国守護の指揮の下に、国衙在庁官人によって作成・上申された、幕府側の大田文といわれている。

「田文」という語は、大宝令<sup>(7)</sup>の注釈書である「古記」にすでにみえ、その名称自体は律令にまでさかのぼりうる。すなわち、『令集解』<sup>(8)</sup>田令班田条によれば、律令時代の班田に際して、田囙・田籍が作成されるが、古記はそれを「田文」と呼んでいる。やがて班田制の退廃とともに、田囙・田籍が、国衙の檢田帳にとつて代わられるようになると、それを「田文」と呼ぶようになったものと考えられる。したがって、鎌倉時代の

「大田文」もその系譜をひくものと考えればよい。なお、大田文の「大」を一国単位での田文の集成を示すものか、日本全国の田文の意味か、あるいは単なる美称であるのかは、過去に議論があつたようであるが、それはさして重要な問題ではあるまい。なお、現存大田文の一覧を表にしておく(次頁)。

## 二 大田文の利用法

さて、日本中世史研究において、大田文が積極的に使用されたのは、一九五〇年代の終りごろからだといつてよい。その研究史に立ち入ることは、専門的内容になるのでここでは省略するが、最近の議論のみを紹介しておく。

最も新しい成果としては、大田文は「公田体制論」<sup>(9)</sup>に際して用いられている。「公田体制」とは、専門家以外には耳新しい言葉かも知れないが、中世史研究者にとっては、なじみある言葉といえる。これは、一口にいえば、鎌倉ないし室町期における支配体制に関する

概念である。この時代、公家・武家両政権に属していたすべての支配階級は、「公田」を共通の基盤とすることによって統一的な人民支配を維持していた、と説かれている。そして、その「公田」とは次のように定義されている。

公田とは、所当官物・一国平均役あるいは幕府御家人役などの賦課基準として、政治的に把握された大田文に登録された田地のことで、寺社・公家・武家領あるいは国衙領のいずれのなかにも存在していた。公田は、当時、「くでん」と読まれていたようである。<sup>(10)</sup>

右の引用文は、一般の人には少しむずかしいと思われるので、若干の説明を加えよう。国衙や荘園領主が所当官物を賦課したり、幕府が御家人役を賦課するにしても、それを課するときは何かの基準が必要となる。たとえば織豊時代から江戸時代にかけての戦乱の際には、大名の石高に比例して、一万石当たり何人の軍役、といった算定式があつた。中世では、その基準



大田文一覧表

作成年代		名称	出典	分類
1197	建久8	日向国 国田帳	『鎌倉遺文』2—922	Ⅲ <sub>1</sub>
〃	〃	薩摩国 国田帳	〃 2—923	〃
〃	〃	大隅国 国田帳	〃 2—924	〃
1221	承久3	能登国 田数注文	〃 5—2828	Ⅲ <sub>2</sub>
1223	貞応2	石見国 惣田数注文	〃 5—3080	〃
〃	〃	淡路国 大田文	〃 5—3088	Ⅱ
1265	文永2	若狭国 惣田数帳	〃 13—9422	〃
1279	弘安2	常陸国 作田惣勘文	『茨城県史料』中世編 I	Ⅲ <sub>1</sub>
1285	〃 8	但馬国 太田文	『続々群書類従』16	I
〃	〃	豊後国 国田帳	『続群書類従』33	Ⅲ <sub>1</sub>
1292	正応5	肥前国 河上宮造 营用 途支配 惣田数注文	『佐賀県史料集成』1	〃
1306	嘉元4	常陸国 田文	東大史料編纂所蔵影写本 「所三男氏所蔵文書」	〃
1459	長祿3	丹後国 田数帳	『舞鶴市史』	〃

注) 1. 分類欄は次の如き意味である(原則的な分類)

- (I) 荘公とも除田・定田を区別するもの。
- (Ⅱ) 公領のみ除田・定田を区別するもの。
- (Ⅲ) 荘公とも除田・定田の区別のないもの。
  - (Ⅲ<sub>1</sub>) 惣田数のみを記載したと思われるもの。
  - (Ⅲ<sub>2</sub>) 定田数のみを記載したと思われるもの。

2. 出典欄は入手(参照)しやすいものに限定。

が「公田」であったとするのである。つまり、幕府が御家人に対して何らかの賦課を命ずる場合にはその「公田」数に従って、たとえば一〇町当たり何々の役というようになされ、またそれを命ぜられた御家人（惣領）も、それを一族内の者（庶子）に負担させるときには、各々の「公田」数に従って負担させた、とするのである。しかも、この「公田」とは、現地の土地のどれどれと具体的に指せるものではなく、帳簿上の、観念的な数字であり、しかもそれが大田文にみられる田数であるというのである。

このような主張はある程度学界の共通認識となっているようである。しかし、全面的に認められているわけではなく、修正されねばならぬ点があるようである。

さて、以上のような説明は、室町時代の状況を説明するには有効だとしても、鎌倉時代の実情の説明としては異論がある<sup>(1)</sup>。それは、「但馬国太田文」(以下、本帳という)をみてもいえることである。本帳をみると

わかるように、本帳にも「公田」という語がみられる。そしてそれと似かよった表現として、「定田」という語がみられる。というより、本帳においてはその二つの語は全く同じ概念であって、その使いわけには、何らの法則性もみられないようである。つまり、本帳では「公田」||「定田」であるといわねばならない。そこで、次に「公田」および「定田」なる語の意味をくわしくみよう。

「公田」 「公田」なる用語は律令時代にまでさかのぼることができる。そして、令本来の用語としては、「私田」||有主田、「公田」||無主田であった。ところが、天平一五年(七四三)に、墾田永年私財法が發布されて以後、新しく「私田」||永年私財田、「公田」||その他の田、という概念が現われ、これが一般化する。そして、平安中期ごろから、「公田」といえば「荘田」(荘園の田地)という語と対立する意味で用いられるようになった。すなわち、「公田」||「公領」||「国衙領」といった等式がなり立つようになる。

「定田」 「定田」なる用語もかなり古くからみられるが、その用語の原則的用法はあまり変化がないようなので、本帳の記載を例にとって説明しよう。本帳の巻頭朝来郡の十二番目にある比治庄を例にとろう（注記省略）。

比治庄 拾九町五反貳百五十二歩

佛神田 九反

地頭給 壹丁五反

定田 十七丁壹反貳百五十歩

これには少し説明が必要であろう。まず比治庄には田地が計一九丁五反二五二歩あった。これは以下の内訳の合計と数が合わないが、それをぬきにすれば問題はあまりない。以下はその内訳である。まず「佛神田」は在地の寺社の運営用の田地であり、それが九反である。次の「地頭給」は、いわば地頭がこの荘園を管理するに当たって得るサラリーである（ただし、現在では地頭がないようである）。以上の二つは、荘園とはいいながら荘園領主の収入源とはならない田地で

ある。このような田地を「除田」といって、次の「定田」と区別されている。さて、最後に「定田」であるが、右の説明からわかると思うが、これが荘園領主の収入源となる田地である。一七丁一反二五〇歩あるが、ここから、荘園領主は年貢および公事(じ)を得ることができ。おそらく、その一部は公文（下級荘官）が手数料として取り、残りを本家と領家とが分配したのであろう。その意味では「定田」は、領主共通の収入源である。この田地は、いくつかの「名」(みやう)に分割されており、各々の「名」には名主(みやうしゅ)がいて、年貢等の納入の責任をもたされていたのであろう。

ところが、その「定田」をなぜ本帳では「公田」ともいつているのであろうか。その場合、荘園の場合「定田」、公領の場合「公田」となっていれば以上の説明から納得がゆくのであるが、どうもそううまくはゆかない。そこで、「定田」「公田」の関係が問題となる。

さて、「公田」とは、平安中期以降公領を意味する

用語となっていた。そして、鎌倉時代に至ってもその意味が本来的用法であるといえ、鎌倉期における朝廷側の史料にみえる「公田」の意味は、すべて公領を意味するとみておいてまず間違いない。<sup>13)</sup>ところが、承久の乱以後、幕府側の史料をみると、本帳にみられる如くの「公田」||「定田」の用例がみられる。この間の事情は次の如く説明できるであろう。

「定田」は先にみたように、領主共通の収入源||支配の対象であった。その為その裏返しとして、いずれの個々の領主の私的支配も認められなかった。承久の乱後、幕府の御家人は多数西国に地頭として住みつくが、彼らは、新田を開拓しそこに自己の領主制発展の場を求める。と同時に、本来なら領主共通の支配の場であった「定田」をも犯すようになる。このような状況のもとで、地頭の私的支配の拡大を牽制する論理として、「定田」は犯すべからざるもの、という意識のもと、「公田」という用語が幕府により積極的に用いられるようになったのである。つまり、それはまさし

く、古代的用法としての「公田」(「私田」||私領に非ず)の再生ないし生まれ代わりであったといえる。そして、さらに時代が降るにつれて、「定田」を意味していた「公田」の用法も変化し、室町期には大田文田数||「公田」数という用法がみられるようになる。

以上のことを念頭にいれば、先の「公田体制論」の主張も支持されるべき内容をもっているといつてさしつかえないようである。

さて、以上、内容が専門的になったが、本帳は、このような議論に際しても、有力な傍証史料となり、その価値は非常に高いといわねばならない。

### 三 但馬国太田文の記載

大田文は右で述べた如く、「公田体制論」に際して積極的に用いられるが、その他にも用いられ方があつた。大田文は一国内の荘園・公領を網羅的に例挙しているのだから、そこから一国内の荘園・公領の分布を知ることができ、また、荘園領主や地頭の註記がみられる

ので、そこから支配関係や勢力関係を知ることができ  
るのである。その他、荘園の立券時期を知ることので  
きる大田文などの場合——本帳にはその記載なし——  
には、荘園（制）がいかんにして成立してきたか、など  
の研究もなされている。

さて、大田文は先にもふれた如く、一国内の荘園・  
公領を網羅的に列挙したものであるが、どういうわけ  
か記載されていない荘園等が存在するようである。本  
帳は、後に述べるように、後世の写本しか伝わってお  
らず、原形をほとんど今に伝えないのであるが、単に  
それだけの理由で記載もれしたのではないようであ  
る。たとえば、荘園を研究する者なら誰もが座右に置  
き、ことあるごとに参照する清水正健編『荘園志料』  
を繙いてみただけでも、本帳にみられない荘園がみら  
れる。『荘園志料』にみえるが本帳にみられない荘園  
で所在郡がわかるのは朝来郡山口荘・同郡平野荘であ  
り、所在郡が不明のものとして、上三郡荘・藤井荘・  
大坊荘・三个荘<sup>(簡)</sup>・井後荘があげられている。さて、右

のうち、本帳作成時点である弘安八年（二二八五）に  
近い時点でその存在が確認できるのは平野荘である。  
仮に『荘園志料』から関連史料を引用しておこう。

文永八年五月十九日、西塔法華常行両堂營作事、  
以但馬国平野荘箕浦木徳朝妻等、為其料所、被仰  
付権律師承詮、(『天台座主記』第八十八前大僧正  
澄覚)

これは本帳の作成時弘安八年を十数年さかのぼる時  
点で存在が確認できるものであるが、その後の存在は  
残念ながら未詳である。しかし、弘安八年の前と後の  
時点で存在が確認できるのが所在郡不明の三箇荘であ  
る。すなわち、同荘は、安元二年（一一七六）二月日  
の八条院領目録（『平安遺文』一〇巻五〇六〇号）に  
みえ、嘉元四年（一一三〇六）亀山院御領御処分目録  
（『御料地史稿』附録嘉元四年昭慶門院御領目録）にみ  
えるが、本帳にはみられない。あるいは別の名称で呼  
ばれているのであろうか。<sup>(四)</sup> 以上はともかくとしても、  
本帳をみると<sup>(五)</sup>（美含郡）七美郡、二方郡には国衙領が

みられない。両郡は国衙から遠いわけであるが、郡内が全部荘園化したとも思われない。『兵庫県史』第二巻でも、「国衙領の郷・保がまったく出てこない美含・七美・二方など、大田文の弘安の時点でほんとうにそうだったのか、転写のさい脱落したのか、わからない」（県史二八五頁）と同様の指摘しており、この点は、今後の研究をまたねばならない。

次に、本帳の作成の具体的経過をみておこう。それを知ることのできる記載を示せば次の如きものである。

(a) 但、雖<sub>二</sub>相觸、不<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>註文<sub>一</sub>之間、任<sub>二</sub>建久九年百姓註文<sub>一</sub>注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>（朝来郡粟鹿大社）

(b) 不<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>註文<sub>一</sub>之間、任<sub>二</sub>古帳<sub>一</sub>注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>（同郡上田庄）  
(c) 已上地頭代如蓮註文定

但如<sub>二</sub>建久承久建治帳等<sub>一</sub>者十六町五反六十分云々  
(同郡物部下庄)

(d) 不<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>註文<sub>一</sub>之間、任<sub>二</sub>建治二年帳<sub>一</sub>注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>（気多郡楽前北庄）

(e) 右註進如<sub>レ</sub>件、抑隨<sub>二</sub>催促<sub>一</sub>出<sub>二</sub>註文<sub>一</sub>之所者、就<sub>二</sub>其狀<sub>一</sub>註<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>、度<sub>レ</sub>雖<sub>二</sub>相觸、不<sub>レ</sub>叙用<sub>一</sub>輩事者、雖<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>注進言上<sub>一</sub>、日数延引之条依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其恐<sub>一</sub>、且任<sub>二</sub>建久建治之帳<sub>一</sub>註<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>（後書）

右からみると具体的経過は次の如きものと考えられる。すなわち、幕府から命を受けた守護は国衙を通じて各荘園に田数注文を出せと命ずる。それに従って各荘園では注文を提出する。その場合、地頭の出した注文と、公文（領家側）の出す注文とで数字が一致しない場合もあったようである。また、注文を仲々提出しない場合は、(a)(b)(d)にみられる如く、過去の大田文を参照してそれを記載する場合もあったようである。

それらを見ると、「古帳」(b)・「建久九年百姓註文」(a)・「建治二年帳」(d)・「建久建治之帳」(e)・「建久承久建治帳」(c)などとみえることから、少なくとも、建久（九年カ）および建治二年（一二七六）には大田文が作成されたらしいことが知られる（補注(17)を参照）。また、(c)によると承久年間にも作成

されたりしい（大田文一覽表を参照）。「古帳」はそれらのいずれか、あるいはもつと以前のものであろうか。そして、このようにして集められた注文を、(c)の如く、以前の大田文と参照し、あるいは別の荘官の提出した注文と比較して、誤りや、いつわりをチェックし、それを大田文に記載したものと思われる。

そして、その記載内容であるが、本帳には荘名と惣田数、荘田の内訳（除田・定田）、および領主・荘官の注記がなされている。その場合、後書に、

又雖<sup>（著）</sup>帶<sup>（著）</sup>地頭職<sup>（著）</sup> 本自令<sup>（著）</sup>勤<sup>（著）</sup>仕御家人役<sup>（著）</sup>  
來輩<sup>（著）</sup> 注<sup>（著）</sup>分<sup>（著）</sup>之<sup>（著）</sup> ……

とあるのに注意する必要がある。これは破失があるので、一見判読しがたいが、以前から御家人役を勤仕して来た輩（御家人）は、いちいち注記しないで省略した、という意味にとるべきであらう。なぜなら、本帳で「御家人」と記してあるのは、「国御家人」（守護の支配下において、守護所あるいは国衙に祇候する。將軍との間には主従関係は結ばれていない）と思

われるからである（この点、『兵庫県史』第二巻二六〇～二六一頁参照）。したがって、「御家人」の注記は二、三の例外を除いて、下司とか公文に記されている。逆にいえば、何の注記もない地頭はすべて一般にいう御家人である（なお、「何某注文定」など出てくる人物を御家人とみる必要はないであらう。）

#### 四 但馬国太田文の成立と伝写過程

さて、先に本帳は後世の写本しか伝わっておらず、原形をほとんど今に伝えない、と指摘しておいたが、次に簡単に、本帳の作成および伝写の経過をみておこう。

本帳は弘安八年（一二八五）十二月に、ときの守護太田政頼によって注進されたものであるが、同年九月に豊後国の大田文も注進されている。<sup>(16)</sup> 豊後国大田文の作成されたいきさつは、その大田文に添付された同国守護大友道忍（頼泰）の書状に、

豊後国莊公并領主等之事、可<sup>（著）</sup>委細注進言上<sup>（著）</sup>由、

今年二月廿日雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御教書<sub>ニ</sub>候<sub>也</sub>、……

とあることから判明する。すなわち、それによると、弘安八年二月に豊後国の莊園・公領およびその領主などをこまかに注進するように、との「御教書」<sup>(17)</sup>が下され、それに従って同国守護大友道忍(頼泰)によつて大田文が作成・注進されたことが知られるのである。また、次の史料<sup>(18)</sup>から、弘安八年二月二〇日に薩摩国に対して、幕府が同様の内容の大田文を作成するよりに命じたことが知られる。

薩摩国田文事、前々雖<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>注進<sub>ニ</sub>、委細<sub>(ママ)</sub>歟神社仏寺  
国衙庄園関東御領等、且注<sub>ニ</sub>分地頭御家人<sub>ニ</sub>、且又  
触<sub>ニ</sub>明領主之交名<sub>ニ</sub>、来十月中可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>注申<sub>ニ</sub>之状<sub>ニ</sub>、依<sub>レ</sub>  
仰執達如<sub>レ</sub>件、

弘安八年二月廿日 左馬権頭在御判

陸奥守 同

<sup>(薩摩国守護)</sup>  
嶋津下野前司殿

このようにみえてくると、但馬国守護に対しても同様の命令が下り、それにもとづいて本帳が作成されたの

ではないか、と考えることが可能となろう。そしておそらく、他の国々に対しても同様の命令が下り、それに従つて各国から大田文が注進されたものと考えて誤りないであろう。

文永・弘安両度にわたつてモンゴルの襲来があつたが、それを契機として、それまで「関東御分」に限定されていた幕府による諸国社寺の修理造営は、全国的・一般的なものに拡大した。弘安八年の大田文作成も、そういつたことと決して無関係ではなかつたはずである。

さて、このようにして本帳は作成されたのであるが、本帳はそのまま今に伝わつたのではない。それは本帳の末尾に次の如き記載があることから知られる。

此本神社佛寺国衙庄園等雖<sub>(破失)</sub>、披<sub>見</sub>有<sub>ニ</sub>其煩<sub>ニ</sub>之間、為<sub>ニ</sub>細々<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>用郡之名<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>類聚<sub>ニ</sub>畢<sub>ニ</sub>、於<sub>ニ</sub>田<sub>(別)</sub>  
敷<sub>ニ</sub>者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違<sub>ニ</sub>正本<sub>ニ</sub>者<sub>也</sub>、

應永三年捌月 日



これによれば応永三年（一三九六）八月に転写されたことが知られる。何の為に写されたかは不明としかいえないが、注目すべきは傍点を附した箇所である。

返り点の附し方はむずかしいが、いつている意味は、細々と錯雑しているので、郡ごとに「類聚」（分類・整理）した、といったものであろう。そして事実、郡ごとにきれいに整理されている。しかも、最初の朝来郡では、神社領、仏寺領、国衙領、荘園領と整理されている。これには、原本をそのまま写すというより、読み易くといった姿勢がはっきりと出ている。ただ、「於田數<sup>二</sup>者、不可<sup>レ</sup>違正本<sup>一</sup>者也」とあるのは幸いであろう。しかし、確言は出来ないが、この転写の際に早くも誤写が起こったのではあるまいか。

さて、このようにして整理して転写された写本は再び宝徳四年に転写される。

于時寶徳四年仲春中旬候、卒尔仁馳筆畢、後哲須<sup>二</sup>再治<sup>一</sup>而已

沙弥尊阿

但馬国美含郡帝釋寺政所公物也

すなわち、この奥書によれば、宝徳四（一四四九）

年二月中旬に、尊阿という僧（おそらく帝釈寺の僧であらう）が、いそいで筆を走らせて応永三年本を転写したものである。この筆を走らせたというのは、あるいは単なる文辞にすぎないかも知れないが、もし本当であったなら、後世の誤写を生む大きな原因といわねばならない。それはともかくとして、その後この宝徳四年本は永い間、「帝釋寺政所公物」として、帝釈寺に所蔵されていたようである。

以上の経過は、現存の但馬国太田文諸写本がともに歩んできた道である。というより、この段階では、まだ諸写本は存在していないのである。しかし、おそらくここから二つの系統の写本が生まれることになる。それを分類すると、次の如くである。

(A) 原本<sup>二</sup>宮内庁書陵部所蔵本<sup>一</sup>（以下、宮本と呼ぶ）

イ本<sup>二</sup>東京大学附属総合図書館所蔵旧伴信友所蔵本<sup>一</sup>

（以下、伴本）

口本 東京大学附属図書館所蔵旧狩野亨吉所蔵本  
(以下、狩本)

ハ本 東京大学附属総合図書館所蔵旧坂田文庫所蔵本  
(以下、坂本)

ニ本 兵庫県出石郡但東町中山 堀英哉所蔵本  
(以下、堀本)

ホ本 東京大学史料編纂所蔵謄写本 (旧色川三中所蔵本)  
(以下、色本)

(B) 本 兵庫県城崎郡香住町下浜 帝釈寺所蔵本  
(以下、帝本)

ト本 東京大学史料編纂所蔵謄写本 (旧太田義明所蔵本)  
(以下、太本)

以上の如く、(A) 宮本・伴本・狩本・坂本・堀本・色本、(B) 帝本・太本、の二系統に分類される。その理由は、竈頭(頭注)および奥書の異同をみていただければ判明することであるが、以下に諸本の成立を述べることによっても理解していただけるものと思う。

## 五 諸写本の成立と伝来

説明の都合上、(B)系本から始めよう。まず帝本であるが、帝本には、上記以外の奥書は存在しない。しかし、現存の「帝本」は宝徳四年本とは考えられない。なぜなら現存諸写本は宝徳四年本から派生したものであるが、他の諸本にみえながら、現存の「帝本」に欠落している箇所があるからである。<sup>(19)</sup>これはほんの一例にすぎないが、現存の「帝本」が宝徳四年本と同一であったなら、諸本ともその部分は欠落するはずである。さて、「帝本」には上記以外の奥書は存在しないと述べたが、じつは奥書部分に「自弘安八年至明治四拾年迄六百六十三年」の書き込みがある。この注記は字体・墨色とも本文と異なる。おそらく、入手または読了した時点で書き込んだものであろう。尚、「帝本」そのものを発見したわけではないので断言できないが、幕末ないし明治期の写本の如くにみえる。書体は稚劣である。次に「太本」であるが、ここでは明治二三年四月写

了の謄写本を用いている。この「太本」には上記の奥書に続いて次の如き奥書が存する。

粟鹿村鹿苑寺ニ寫有<sup>レ</sup>之、竹田町同姓矢名瀬屋新右衛門盤雅明和年中寫<sup>レ</sup>之、古分家故是ヲ借テ又写者ハ

太田吉右衛門義明

嘉永五年壬子正月燈下寫早

これによれば、粟鹿村鹿苑寺に写しがあつたのを、竹田町の太田新右衛門盤雅が明和年中（一七六四～一七七二年）に写した。それを「古分家」ということで太田義明が借りて、嘉永五年（一八五二）正月に写したという。ただし、鹿苑寺は帝釋寺の宝徳四年本を直接みて写したかどうかは不明である。おそらくは、鹿苑寺がみた写本は宝徳四年本ではあるまい。なぜなら、その内容が(A)系本とかなり異なるからである。宝徳四年本と鹿苑寺本との間には、少なくとももう一本位を介在して考えた方がよいと思う。書体はしっかりと整つたものである。

さて、右の「帝本」と「太本」とは、鼈頭から知れる如く、じつに似かよっている。その場合、先に述べた理由から、「帝本」↓「太本」の伝写は考えられない。では、「太本」↓「帝本」の伝写はどうかであろうか。この伝写を否定する材料はいくつかある。それは、「太本」の誤記が「帝本」では正されている例がまみられるからである。しかし、そのことはあまりこだわらなくてもよいのである。なぜなら、「伴本」は、文化六年（一八〇九）に『但馬考』で伝写本を校訂しているからである。すなわち、帝釋寺は『但馬考』で「太本」の誤りを訂正することは可能だつたと思われるからである。もし、「太本」↓「帝本」の伝写が考えられるなら、「帝本」に奥書がないという事実も理解されるよう。ただし、右はあくまで推測であり、「帝本」は鹿苑寺本、太田盤雅本ないし自寺にある宝徳四年本を転写したという可能性も充分ある。これは今後の写本の発掘・研究をまたねばなるまい。

尚、最後に、鼈頭に示さなかつた(B)系本の特徴を指

摘しておこう。それは本書ではほぼそのスタイルを踏襲しているが(後述)、(A)系本(除、宮本)は本家・領家の注記がなくて、地頭のみの場合、地頭の注記を最上段から書き出すことはほとんどないことである(朝来郡賀都下庄の地頭の如き表記は(A)系本ではしばしまられるが、(B)系本では例外的表記法である)。次に(A)系本をみよう。(A)系本は、宮本・伴本・狩本・坂本・堀本・色本、である。(A)系本写本は上記の奥書について次の如き奥書がある。

朝来郡枚田神淵寺求焉

寛延四辛未六月日写之

太平記曰(中略)此記載于美含郡帝釋寺有<sub>レ</sub>年矣、朝来郡神淵寺写<sub>レ</sub>之、余請而一覽、仍知<sub>レ</sub>中古分田制録之遺法有<sub>レ</sub>存也、因使<sub>レ</sub>塾子嗣与写<sub>レ</sub>之、以藏<sub>レ</sub>于家云、

寛延辛未冬十一月 出石記室 櫻井良翰

右のうち、二行目の「寛延」云々は、「宮本」「伴本」にしか存在しないが、他本がみた写本にも本来はあつ

たと考えてさしつかえない(以下の記述から判明しよう)。さて、「太平記」以下の文章は、補注(36)で指摘しておいた如く、「宮本」以外では巻頭におかれ、「坂本」に至っては「但馬太田文序」という題まで与えられている。しかし、この文章は(B)系本にはみられず、(A)系本のみにもみられるので、厳密に言えば巻頭に置くべき性格のものではない。よって「宮本」の如く、この箇所においておく。この文章によると、帝釋寺に永い間あつたのを、神淵寺がそれを写した。それを櫻井良翰がみたところ興味深いので塾生に写させたというのである。右の奥書から、神淵寺が帝釋寺本(おそらく宝徳四年本であろう)を写したのは不明であるが、塾生が写したのが寛延四年(一七五一)六月のこと、それに櫻井良翰等が跋文を加えたのが同年の十一月であったことがわかる。したがって、二行目の「寛延」云々の記事は、(A)系本のいずれにも「太平記曰」云々の文章がある以上、本来なら、(A)系本いずれにも存在すべきものと考えてさしつかえあるまい。それはともかくと

しても、この桜井本こそ、(A)系本写本の共通の祖本といわねばならない。しかし、そこから諸本が分岐するところとなる。ただし、「狩本」「坂本」「堀本」にはこれ以上の奥書は存在しない。ただ、伝来の過程はいく分か判明するのでそれを先に述べておこう。

まず、「狩本」は狩野亨吉氏が収集した写本で現在は東北大学図書館に「狩野文庫」として所蔵されている<sup>(22)</sup>。なお、「狩本」には、「豊州油布院四方指図」なるものが附載されている。また「坂本」は、坂田諸遠氏が収集した写本を紀州徳川家が購入。それを東京大学図書館に寄贈したもので、「南葵文庫」中の一冊<sup>(23)</sup>。内容の欠落は一番少なく、誤写も少ない。その点では良本。但し、領主等の注記も本文と同じ大きさの字で記しているのが特徴。「堀本」については不明。

次の奥書のある写本に移ろう。一番伝来がはっきりとしているのは本書で底本として利用した「宮本」である。これには次の如き奥書が存する。

右此一冊者、書損破失等雖<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>謬、後年依<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>

見合、石城家臣、從<sup>ニ</sup>櫻井俊藏<sup>ニ</sup>借受、為<sup>ニ</sup>書写<sup>ニ</sup>者  
也于時安永八己亥年仲秋日 渡邊信成

用<sup>ニ</sup>渡邊信成所藏本<sup>ニ</sup>、令<sup>ニ</sup>人書写<sup>ニ</sup>畢、雖<sup>レ</sup>多<sup>ニ</sup>魯魚  
誤謬、未<sup>ニ</sup>校訂<sup>ニ</sup>、請後君子証焉、

文化十四丁丑年五月 小原雄英

以<sup>ニ</sup>小原氏藏本<sup>ニ</sup>書写畢

天保十四癸卯年十二月 竹尾正寛

右によれば、「宮本」は次の如き歴史をたどっている。安永八年(一七七九)に渡邊信成<sup>(24)</sup>が桜井俊藏<sup>(25)</sup>から借りて書写、文化一四(一八一七)年に小原雄英がそれを借りて誰かに写してもらう。そしてさらに竹尾正寛が天保一四年(一八四三)にそれを書写。それが図書館に入ったことになる<sup>(26)</sup>。転写・伝来が一番はっきりした本であり、かつ、いちいち奥書を記すほどであるので、内容もかなりしつかりしている。但し、これとても完全なものではないことは蠶頭からくみとっていただきたい。「宮本」には空欄に種々な書き込みがあるが、それらは皆、本文と同筆(竹尾正寛の筆で

あろう)である。<sup>(27)</sup>先に(B)系本の説明の際に指摘しておいた如く、「宮本」は地頭の注記の場所が他の(A)系本とは異なり、この点は(B)系本と類似する。一番きれいでととのった写本である。

次に「伴本」。これには次の如き奥書がある。

文化六巳年正月以<sub>三</sub>但馬考二校了 上田百樹

文化十癸酉年十月傳領 伴 信友

これによれば、文化六年(一八〇九)には上田百樹が『但馬考』と校訂しており、文化一〇年(一八一三)には伴信友が伝領している。しかし、「文化六年」云々と「文化十年」云々の筆は同一ともみなせるので従来の経過はもう一つはつきりしない。この写本も「南癸文庫」中の一冊である。本文には『但馬考』その他との校合が示されている。

最後に、「色本」をみよう。ここでは明治二〇年二月写了的の謄写本を用いている。これには次の如き奥書がみられる。

文化九年冬十二月以此君堂藏本写之 小宮山昌秀

文化十年春三月以楓軒子藏本写之 増井淑茂

天保十二年六月上流写之 橘 冬照

同 十三年冬十二月五日写畢 色川三中

従来の経過は右に明らかであるので説明は不要であろう。この写本の特徴は、拾、町、壱、弍といった字を用いず、すべて以上を、十、丁、一、二と記していることである。他本は両者混在であるがこの「色本」はその点統一されている。したがって、逆にいえば、「色本」から派生した写本はないということになる。また、「色本」は朱筆での書き込みが非常に多い。尙、「色本」には、「東大寺領越前国桑原莊卷第一」が附載されている。

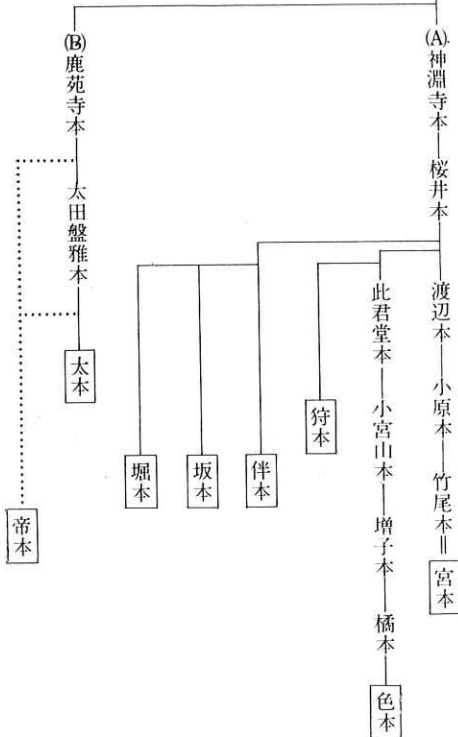
さて、以上であるが、(A)系本の相関関係はいかがであらうか。この中で、一番似かよっているのが、「色本」と「色本」である。しかし、右に述べた如く、「色本」↓「狩本」という伝写は認め難いので、「狩本」↓「色本」を考えるべきであらう。「狩本」には奥書がないので断定はできないが、おそらく、「狩本」は「色本」の

奥書にみえる此君堂蔵本<sup>(28)</sup>あたりとつながりがあるろう。

そして、この二本に近いものとして、「宮本」があげられる(欠落がかなり一致する)。但し、両者は直接には結びつかない。少なくとも「狩本」↓「宮本」はありえない。なぜなら、「狩本」で欠落している記載が、「宮本」にみえる例があるからである。また、「宮本」の

地頭の注記は(A)系本では孤立しているので、「宮本」↓「狩本」も直接にはいえない。また、「坂本」は、(A)系本の中にあつて、(B)系本にも近いので、他本とはかなり独立しているとみるべきであろう。同様に、「堀本」も伝存の場所や内容からみて他本から孤立しているといえよう。又、「伴本」も位置づけはむずかしいところで

弘安八年本——応永三年本——宝徳四年本



ある。以上の関係を仮に図示すれば前頁の如くなる。右の系譜は仮の目安として、今後の研究の素材とすることにし、さらに後考をまちたい。<sup>(29)</sup>

最後に、但馬国太田文の写本は地元でさがせばまだ何本か出て来るように感じたことを明記しておこう。<sup>(30)</sup>

### むすび

以上のことから判明する如く、但馬国太田文は何回かの伝写を経ている（最もはっきりしている「宮本」で七回以上）。したがって、諸本の間でかなりの異同がある。それに加えて、諸本の共通の祖本（宝徳四年本）の段階においてすでに誤謬がみられるようである。したがって、諸本の記載が一致しているからといってそれをそのままのみにできない。本書では、他の史料などをも参看し、それらの点に気を配ったつもりであるが、それでも不備な点があるかも知れない。諸写本に当たると同様の厳しい姿勢で本書を利用していただきたい。

### 補注

(1) 「但馬国太田文」の如く「太田文」とも書かれるが、ここでは「但馬国太田文」の外は「大田文」に統一し、以下の諸名称でよばれる土地台帳の総称として用いる。

(2) 室町時代のものも現存。平安後期（院政期）にも存在したとみるべきである。

(3) 莊園と公領（次註(4)参照）

(4) 国衙とは、諸国の政庁のこと。一般には、この名称は平安時代に入ってから用い、古くは「国府」と呼ぶ場合が多い。平安中期ごろからの「莊園」の成立・発展にともない、莊園領主の支配下にある莊園（私領）に対して、国衙の支配下にある土地を国衙領（公領）と呼ぶようになった。その官物は、原則的には国衙に納入される。

(5) 「応輸田」とは「応に輸すべき田」すなわち年貢を輸す（出す）田地のこと。

(6) 「在庁官人」とは、平安中期から鎌倉時代にかけて、国衙にあって国務を行なった役人。その多くはその国で勢力をはる豪族。国司（国の長官）が任国に下らず、目代（代官）を派遣する（遙任）ようになることとあいまって、国衙での実権は彼らがつようになった。

(7) 現在伝わっているのは、養老二年（七一八）に成立し、天平宝字元年（七五七）より施行された養老令である。



(次注参照)。

(8) 養老令の私撰注釈書。貞観(八五九—八七六)頃の成立。それまでに行なわれていた種々の令文の解釈を集大成し、まとめたもの。そこに引用されている令文は養老令文であり、また引用されている他の諸注釈(令釈・穴記・跡記、義解<sup>ぎげ</sup>、官撰注釈書、等)は養老令文の解釈であるが、ただ一つ、「古記」という注釈は大宝令文の解釈であることが知られている。すなわち、古記は大宝令文を引用しつつ注釈を附しているので、この古記から大宝令文の復原ができるわけである。

(9) 以下、『中世史ハンドブック』一二二頁「公田体制」の項およびそこに列挙してある論文を参照。

(10) 同右。

(11) 以下、中野栄夫「荘園制支配と中世国家」(歴史学研究別冊特集『歴史における民族の形成』所収)を参照。

(12) 一般に、年貢は稲を田率に賦課し、公事は手工業品や畠作物等を別に賦課する。

(13) 注(11)で述べた見解では、「公田」を「公領公田」の意味ではないとしておいたが、「公領公田」の存在を否定したつもりはなく、朝廷側史料にはその用法が多いことは承知している。

(14) たとえば、南禅寺領の池寺庄はこの前後の時代に存在が確認されるが本帳にみられない。しかし、それは本帳では

都賀庄と記されているからである。都賀庄は本帳では歡喜光院領となっているが、しばらくして南禅寺に施入される。

(15) 美含郡に( )を附したのは、同郡竹野郷に領家を注記している写本が存在するからである。

(16) 以下の記述は、石井進『日本中世国家史の研究』に負うところが多い。

(17) 差出者が直接出さず、その侍臣、祐筆が主人の意を奉じて出す書状を奉書<sup>ほうしょ</sup>という。そのうち、とくに三位以上の人の奉書を「御教書」という。

(18) 『中世法制史料集』第1巻追加法補2条

(19) たとえば、養父郡小佐郷の箇所は、帝本はかなり欠けている。

(20) ここでは焼付写真を用いた。

(21) 寛延四年一〇月二七に宝曆と改元されたが、まだ改元を知らなかったのであろう。

(22) とびらに、「荒井泰治氏ノ寄附金ヲ以テ購入セル文学博士狩野亨吉氏舊蔵本」なる印がみられる。なお、この写本利用に当たっては、菅田慶信氏のお世話になった。

(23) 坂田諸遠氏は明治時代の史料編纂官。その収集書は紀州徳川家に買い上げられて「南葵文庫」に入り、「坂田文庫」と呼ばれる(約一五〇〇冊)。「南葵文庫」は紀州徳川家の文庫で東京の麻布飯倉町にあった。東京帝国大学図書館蔵本が大正一二年の関東大震災で全滅したあと、一括し

て東京帝国大学に寄贈された(約九六一〇一冊)。

(24) 渡辺信成には「但馬国生野銀山御代官内方鉄五郎手代」の注記あり。

(25) 桜井良翰の子孫であろう。

(26) この写本の第一葉および第四三葉(最末葉)の左下すみは縦長の長方形に切り取られている。

(27) 第一葉右端に「正寛云監モテ記セシハ元本ノ書キ入レ也」とある。

(28) それ以下の写本とは考え難い。なぜなら、奥書にそれと記されていないからである。あるいは筆跡で判明するかも知れない。

(29) ここでは、(i)『続々群書類従』第一六雑部、および(ii)大田南畝(蜀山人)『三十幅』所収の刊本テキストは校訂に使用しなかった。それは、ともに底本ないし校訂の原則がはっきりしないからである。(i)は十↓拾、丁↓町、分↓歩に統一するなど、かなり恣意的な方法がみられる。この底本は不明であるが、朝来郡押坂社の定田の下に「私田」云々の注記がみられる写本は、今のところ色本のみなので、色本(系)を使用していることは確かであるが断定できない。そこで校訂に使用している本は、「史本」||太本であるが、「黒本」は該当なし。「小杉本」は異同注記が少ないので不明である。(ii)も底本不明。ただし狩本に近いように感じた。今後の研究・発掘に期待すべきであろう。

## 附記

(30) 『但馬史談』第四号所載の藤原東川「太田文について」の底本である出石郡資母村太田誠一所蔵本は、「太本」すなわち、旧太田義明所蔵本であると思われる。

参考のため校訂原稿が切後入手した写本を紹介し附記しておく。

- 1 西尾市図書館所蔵岩瀬文庫 伴本イ本とほぼ同一
  - 2 東洋文庫所蔵本 狩本ロ本とほぼ同一
  - 3 国立国会図書館所蔵本 狩本ロ本とほぼ同一
  - 4 無窮会図書館所蔵本 狩本ロ本と似かよっている。
  - 5 国立公文書館所蔵内閣文庫 坂本ハ本とほぼ同一
  - 6 兵庫県出石郡出石町、町公民館所蔵本 坂本ハ本とほぼ同一、出石神社神主写之とある。
  - 7 兵庫県出石郡但東町水石、山本弘良氏所蔵 堀本と同筆全く同、山本茂良写とある。
  - 8 静嘉堂文庫所蔵本 色本ホ本とほぼ同一
  - 9 豊岡市寿町峰高行弘氏所蔵本 太本(ト本)の原本旧太田義明所蔵本と同一
  - 10 早稲田大学図書館所蔵本 岩瀬文庫本に近い
  - 11 九州大学所蔵本『図書総目録』にはあるが現存しない。
- 以上簡単に記したが、詳細については、今後の研究に期待する。